

平成27年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成27年12月18日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第67号 高浜市税条例の一部改正について  
議案第68号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第69号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について  
議案第71号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
議案第72号 高浜市表彰条例の一部改正について  
議案第73号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について  
議案第74号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について  
議案第75号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について  
議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）  
議案第77号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）  
議案第78号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）  
議案第79号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）  
議案第80号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）  
議案第81号 平成27年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）  
陳情第9号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情  
陳情第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情  
陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情  
陳情第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情  
陳情第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情  
陳情第14号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情  
陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

（日程追加）

日程第2 議案第82号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第4回）

（日程追加）

日程第3 議案第83号 高浜市議会会議規則の一部改正について

日程第4 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩		
副	市	長	神谷坂敏	
教	育	長	岸上善徳	
企	画	部	長	加藤元久
総合政策グループリーダー				木村忠好
人事グループリーダー				野口恒夫
総	務	部	長	新美龍二
行政グループリーダー				山本時雄
行政グループ主幹				杉浦嘉彦
財務グループリーダー				内田徹
市民総合窓口センター長				大岡英城
市民窓口グループリーダー				三井まゆみ
市民生活グループリーダー				山下浩二
税務グループリーダー				鵜殿巖
福	祉	部	長	神谷美百合

地域福祉グループリーダー	杉浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村 和 志
保健福祉グループリーダー	加藤 一 志
こども未来部長	中村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	岡島 正 明
都市政策部長	深谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹内 定
地域産業グループリーダー	板倉 宏 幸
会計管理者	長谷川 宜 史
学校経営グループリーダー	内藤 克 己
監査委員事務局長	杉浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森野 隆
主 査	内藤 修平

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
初めに、12月7日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。  
議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

12月7日に委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、議案第82号 平成27年度高浜市一

般会計補正予算（第4回）及び議案第83号 高浜市議会会議規則の一部改正についての取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、審議することに決定いたしましたので、皆様の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま提出されました議案第82号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第4回）及び議案第83号 高浜市議会会議規則の一部改正についてを追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（幸前信雄） 日程第1 常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、浅岡保夫議員。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 登壇〕

○総務建設委員長（浅岡保夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る12月9日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案8件と陳情3件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第67号 高浜市税条例の一部改正について、委員より、猶予制度見直しが行われた経緯、背景、見直しのポイント、メリットはどの問いに、平成26年度に国税が見直されたという経緯があり、申請による換価の猶予を新たに創設したことで、市民が申請ができるようになったことが大きな市民にとってのメリットであります。これからは市民の申し出があれば換価の猶予を行うことができるということで、具体的には延滞金について軽減されるということ、もう一点は、換価をストップがかけられるとの答弁でした。

また、滞納整理機構への影響はどの問いに、滞納整理機構の換価の猶予が、ここ5年で職権で5件とあるが、申請による本人の申し出があれば、それにプラスされる可能性があるとの答弁でした。

議案第68号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑

ありませんでした。

議案第69号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、高浜商店振興会事業費補助金の目的と補正計上する経緯はとの問いに、高浜商店振興会が加盟店に設置の通称すまいるカードの機器の老朽化に伴う更新を行うため、市からの高浜商店振興会への補助として商工会へ当初見込んでいた150万円及び県からのげんき商店街推進事業費補助金150万円を合計した300万円を補正計上したとの答弁。

また、補助金によりどのような事業を行うのかとの問いに、高浜商店振興会は商品と一緒に生きがいや安心を提供するお店へと地域密着型の事業展開を考えており、健康自生地に登録をし、買い物の場だけでなく、市民の交流の場とする生涯現役、お店も見守るポイントカード事業をポイントカードの更新とあわせて展開し、65歳以上の健康マイレージ通帳をお持ちのお客様に対してポイント加点を行う機能を追加し、地元商店であるからこそ強みであるお客様との日常会話や来店状況を通して、日常的な高齢者の見守りにつなげるとともに、市内での消費につなげたい。

また、鬼みちまつりの会場にてすまいるガチャガチャまつりの抽選会を実施、あるいはバスでめぐる健康自生地バスツアーを開催し、商店の活性化と健康自生地のPRを同時に行っているとの答弁でした。

他の委員より、市道新設改良事業857万6,000円について増額補正した理由はとの問いに、県の市町村土木補助事業の補助額の確定に伴い金額増としたもので、この補正は横浜橋南の事業区間についてであり、毎年一、二件程度の用地取得を順調に進めており、途中までの歩道設置と拡幅の工事を平成29年度に計画しているとの答弁でした。また、港線の事業で、だるま窯付近、朝夕の通行車両がふえていて、スピードが以前より上がっているが何か対策はとの問いに、見通しの悪い区間についてはことしの10月末に工事が完了し、現地は白線による車線の視覚効果を高めることを行っております。また、工事完了後に地元から、交差点までの区間が非常に危険であるということで早期の事業化の要望があり、地権者の方に聞き取りを行ったところ、協力するので早期に工事を進めてほしいとのことで、前向きに事業を進めていきたいとの答弁でした。

別の委員より、農地中間管理機構経営転換協力金の310万円の補正で、今年度、まず実績が何件ぐらい協力があつたのか、今後、また何件くらい予想されているかとの問いに、農地の中間管理機構の契約では、平成26年度に10件、平成27年度に9件の申し込みがあり、全体の利用集積の面積に対して現在6.7%の集約率となっており、予算につきましては、来年度予算については実績に基づいて計上を予定しているとの答弁でした。

委員より、市税徴収員報酬の276万1,000円の減額の理由はとの問いに、当初予算では3名を予定していた市税徴収員が1名から1.5名という形での減額ということになるとの答弁。当初予算の算定したのは3名であるけれども、実際稼働した人数は当初から3名ではなく2名からであり、

現時点では1名の市税徴収員になっているとの答弁でした。

議案第77号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、質疑ありませんでした。

議案第78号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、委員より、下水道建設費の委託料を500万円増額する理由はについて、10月16日付で国から下水道用ハイセラミックス管の全埋設箇所について緊急点検を実施するよう要請があり、緊急点検を実施するためとのこと。どういう点検をするのか、点検は高浜市だけかとの問いに、国からは下水道管施設の点検調査マニュアル（案）があり、高浜市ではマンホール内から管口確認による方法により確認をする。また、緊急点検をする対象事業体は、ハイセラミックス管を使用した実績のある全事業体が対象であるとの答えでした。

また、緊急点検を実施した結果報告の期限はとの問いに、国からは初め11月末までに調査を実施して報告するように要請がありましたが、調査期間が短いこと、調査をする職員がいないこと、業務委託をするにも予算の確保が必要なことなどから、愛知県と協議し、11月末までに報告ができるものと、それ以降になってしまうものがかかるようスケジュール表を作成して報告することになり、最終期限を本年度末とするよう調整中との答弁でした。

議案第80号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、質疑ありませんでした。

議案第81号 平成27年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

陳情第9号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず存続・拡充してくださいと陳情にあるが、高浜市においては、現行では子ども医療、高齢者医療において県補助対象以上の対応が実際できているので、反対。

別の委員より、陳情に「戦争できる国づくり」とあるが、9月19日に成立した平和安全法制は戦争を防止することを目的にした法律であり、反対。

他の委員より、全体に偏りがあり、違和感を覚える表現等があるので反対との意見でした。

陳情第14号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情について、委員より、官公需発注における商工会会員を優先する受注機会確保では、商工会としての趣旨は理解できますが、公的事業の発注であることから商工会以外の方もおみえになるので、公平性から趣旨採択を。

別の委員より、商工会員を優先した特段の配慮を要請するとあるが、公平が原則であると思うので趣旨採択との意見でした。

陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情について、委員より、高浜市みんなで

三州瓦をひろめよう条例やふるさと名物応援宣言、三州瓦屋根工事奨励補助金等で高浜市もしっかりと地域資源に対しては進め、行っているが、ますますの部分で公共の建物に瓦を使用する配慮は当然必要だと思いますので、この点、賛同ができ、また、高浜市産業立地の促進に関する条例、高浜市企業誘致等に関する条例等の支援策を高浜市も進めているが、企業誘致の積極的な推進はさらに図るべきだとの考えは市の考えと合致していることも含めて、賛成。

別の委員より、地域経済活性化のために、さまざまな事業に取り組んでいる本市の商工会の支援は大いに必要であり、賛成との意見でした。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第80号、議案第81号、以上8議案、挙手全員により原案可決。

陳情第9号、挙手なしにより不採択。

陳情第14号、挙手全員により趣旨採択。

陳情第15号、挙手全員により採択。

以上が総務建設委員会に付託された議案及び陳情に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、柴田耕一議員。

〔福祉文教委員長 柴田耕一 登壇〕

○福祉文教委員長（柴田耕一） それでは、おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月10日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された一般議案6件、補正予算2件、陳情4件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、委員より、マイナンバーカード制度が1月1日から運用されるわけだが、番号通知カードの配達状況はとの問いに、12月8日午前9時現在、1万6,813通、91.5%の世帯に送付、未配達等については1,562通となっておりますが、今月中には配達完了の見込みと聞いているとの答弁。

同委員より、刈谷市のホームページには、マイナンバー制度の問い合わせフリーダイヤル番号が掲載されていたが、高浜市のホームページには掲載されていないがとの問いに、早急に対応しますとの答弁。

他の委員より、この条例の趣旨説明の中で、庁内連携と独自利用の場合、あらかじめ条例で定めると言われたが、この独自利用と庁内連携とはどういった意味かとの問いに、独自利用とは、地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健、もしくは医療等の社会保障、地方税、または防災に関する事務等で、条例で定めるものの処理に関して、保有する特定個人情報を効率的に検索、管理するため、必要な限度で利用できる規定に基づき、条例で定める事務に関し個人情報を利用することをいい、庁内連携とは、同一機関内でデータ連携により特定個人情報の提供を受けて事務処理を行う場合のこととの答弁でした。

同委員より、近隣市の状況はとの問いに、今回の条例は個人番号の利用が開始される来年1月1日までに必ず制定しなければならないことになっている。近隣市の状況ですが、碧南市では、碧南市中心身障害者手当支給条例による心身障害者手当の支給に関する事務など5事務が、刈谷市では、刈谷市母子家庭等医療費支給条例による医療費の助成に関する事務など4事務が、安城市では、安城市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務など3事務が、知立市では、知立市母子家庭等医療費支給条例による母子家庭等医療費の支給に関する事務など9事務が予定されているとの答弁でした。

同委員より、マイナンバーで一番皆さんが心配されているセキュリティーの対策はとの問いに、情報提供ネットワークシステムの安全対策ということにつきましては、各機関において個人番号を分散管理し、情報提供ネットワークを介した情報のやりとりは、個人番号を直接のキーとして用いることはせず、住民票コードをもとに連携する機関ごとに生成する符号キーを用いるとともに、暗号化されたデータによって通信するなど、複数の措置によって安全性を確保するとともに、ネットワークシステムにアクセスできる職員を限定し、IDとパスワードによる制限をかけ、誰がどんな情報にアクセスしたのかをログとして残すことにより、不正アクセスへの防止を図っていくとの答弁。

他の委員より、市民に対し、番号を聞かれる不安をどのように払拭していくのかとの問いに、近々、全職員に対し、個人番号の取り扱いについて、安全性確保、適切な対応等、制度の周知徹底を図る説明会を開催し、番号をお聞かせいただく際に、利用目的とか、安全対策をこういうふうに行っていますなどお伝えし、不安を払拭していきたいと考えていますとの答弁。

他の委員より、ドメスティックバイオレンス等で市外に移ってみえる方たちの対応はとの問いに、ドメスティックバイオレンス等で住所をほかに移している方に対しては別の取り扱いがされ、それぞれ所管のところがきちんとその辺は対応しているとお聞きしているとの答弁。

他の委員より、市としてマイナンバー制度を今後どのように市民サービスの向上につなげてい



くのかお聞きしたいとの問いに、マイナンバーで個人の方の税、社会保障の関係の情報を収集することにより、公正な負担とサービスを隔々まで広げていくことを目的として開始された制度であり、現時点においては法の定める事務において活用していく状況であり、どこにこれを活用していくかは検討中ですとの答弁。

同委員より、セキュリティーについては基本的にはイントラ、市役所内で構築された情報提供ネットワークシステムを扱うだけであり、インターネット等外部とは接続しないというのが基本スタンスと思うが、その考え方でいいかとの問いに、御指摘のとおり、この情報提供ネットワークシステムについては外との情報交換するようなインターネットとは接続せず、完全に分断し、閉じられたネットワークの中で行うもので、安全対策は万全であると考えているとの答弁。

議案第71号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、委員より、この条例のポイントはとの問いに、一元化法の施行に伴い共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済年金、昭和37年以前に在職した者が一元化法の施行日以後に新規裁定される場合、厚生年金が支給されることになるため必要な改正を行うものと御理解いただきたいとの答弁。

同委員より、高浜市で該当する方はみえるのかとの問いに、昭和37年以前となりますと約53年前に在職していた旧共済組合員ということで、対象者はいませんとの答弁。

議案第72号 高浜市表彰条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第73号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、委員より、利用方法が変わるのかとの問いに、利用の仕方に関しては現在の利用方法と変わらないとの答弁。

議案第74号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について、委員より、この条例についてはことしで42年目を迎えるが、この間のサービス充実に向けての取り組みについてお聞きしたいとの問いに、重点的に取り組んできたのが相談支援、就労支援や定着支援、企業体験の仕組み、また、こども発達センター設置により障がいのあるお子様の早期発見・早期対応、昨年度には権利擁護支援センターの設置、災害時要援護者支援システム等導入を図ってきたとの答弁。

同委員より、今回の改正で65歳以上の者には支給しないとした理由はとの問いに、65歳になれば介護保険サービス、年金受給対象者となり、必要に応じては障害福祉サービスも利用でき、地域で生活していくためのサービスはもう充実していると判断をしたところです。また、愛知県の手当についても、平成21年度から65歳以上を対象外にしていますし、県内の状況を調べてみると65歳といった同様の規定を設けている自治体もあることから、総合的に判断をし、改正を行ったとの答弁。

同委員より、今回の改正で影響を受ける人数、金額はとの問いに、対象者は1,650名ほどの受給者で、影響人数950名ほど、影響額約3,000万円を見込んでいるが、国や県から支給されない低

所得者の方に対しては、引き続き支給されるように担保しているとの答弁。

議案第75号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について、質疑はありませんでした。

議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、障害者自立支援給付事業で9,000万円増の理由はとの問いに、近隣の事業所の数が就労継続支援B型で5事業者、児童発達支援で4事業者、放課後等デイサービスで14事業者がふえ、サービスの幅が広がり、受けやすく利用しやすくなり利用者が90名ほどふえたためとの答弁。

同委員より、介護給付費、訓練等給付費が年々増加し、財政を圧迫していく部分になるかと心配するが、今後の給付費等の伸びに対してどう対応していくのかとの問いに、給付費が年々上昇していることは高浜市だけに限ったことではないが、全国的に見ても、近隣市でも同じような状況で、国の予算で見ると毎年10%から14%、近隣市でも10%程度伸びていると聞いております。このままで推移すると仮定した場合、4年から5年後には10億円に達するのではないかと試算しているところですが、今、国のほうで、財源確保を含め制度の維持可能性についての議論がされており、動向等注視していくとともに、対応につきましては支給決定のあり方について再検討をする必要があると考えているとの答弁。

他の委員より、民間保育所運営委託料と扶助費の施設型給付費が増額となっている理由はとの問いに、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、国から地域区分の新しい加算情報がおくれたため、民間保育所等の委託料、認定こども園等の施設型給付費、家庭的保育推進事業の地域型保育給付費等の試算額、支払い額が増額となったとの答弁。

議案第79号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、質疑はありませんでした。

陳情第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、第6期介護保険料については、基金の取り崩し、16段階ときめ細かい所得段階等、低所得者への配慮もされているので、この陳情には反対。

他の委員より、認定こども園、保育所、小規模保育、家庭的保育など、施設形態の違いによって働いている人の条件、格差がないようにしてくださいとあるので、この陳情には賛成。

他の委員より、子供の貧困対策推進法及び子供の貧困対策に関する大綱を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化、児童虐待やいじめの早期発見に努めるため、カウンセラーなど専門職の配置とあるが、高浜市では、子供学習支援やスクールカウンセラー配置等、既に取り組んでいる事業があることが含まれているので、この陳情には反対。

他の委員より、趣旨自体が反対なので、この陳情には反対。

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について、委員より、医師・看護師・介護士などを大幅にふやすようにという陳情であるが、医療に携わる人

材の定着とか、育成とかというのが本分だと思う。ただ大幅に増員を求めるこの陳情には反対。

他の委員より、勤務環境改善マネジメントシステムが導入され、これをしっかりと支援していく取り組みが重要と考えますので、この陳情には反対。

他の委員より、看護師が不足していることから2交代制の病院がふえ、看護師の負担増、なり手の減につながっていると思いますので、この陳情には賛成。

陳情第12号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇完全の実現を求める陳情について、委員より、民間施設の処遇について国が介在することに反対ですので、この陳情には反対。

他の委員より、要介護者がふえていく中、今後どういう対策をしていくのかしっかりと考えていく必要があると思うので、この陳情には反対。

他の委員より、介護の必要な人がふえてくる今、国、自治体もほうっておけない問題であるので、この陳情には賛成。

陳情第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情について、委員より、ただ看護職員の人数だけふやせば全て円満解決という、こういった陳情には反対。

他の委員より、陳情趣旨を見ると、愛知県の看護職員の需要数は7万4,657人としているが、要望は現状の2倍の15万人、数字の根拠が理解できないので、この陳情には反対。

他の委員より、愛知県の平成23年度の看護職員数は、需要数と供給数に対し、人口10万人対比で全国42位と少ない実態であり、愛知県議会も2014年7月、看護職員の確保対策の充実を求めて衆参議長に意見書を提出している状況であることから、この陳情には賛成。

なお、本委員会において、自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第70号は、挙手多数により原案可決。

議案第71号、72号、73号、74号、75号、76号、79号は、挙手全員により原案可決。

陳情第10号、11号、12号、13号は、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、次に、公共施設あり方検討特別委員長、杉浦敏和議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦敏和 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（杉浦敏和） 御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月11日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案1件について審査いたしましたので、その経過の概要と結果についての御報告と、本年10月28日開催の第6回及び本定例会で開催されました第7回の委員会における検討結果について御報告させていただきます。

まず、議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、経営近代化支援事業の高浜市商工会館物件補償調査業務委託料296万円について、中央公民館の取り壊しは来年の11月と聞いているが、この時期に委託料が出るのはなぜかとの問いに、商工会館の移転に伴う移転補償という金額の確定を行い、それに基づき商工会と交渉を行い、補償額を6月補正もしくは当初予算に計上したいとの答弁。

他の委員より、平成28年11月に市民センターを取り壊し予定という説明があったが、病院を維持するために今後20年間でどれぐらいの税金が投入されるのか、全体事業費と病院に関する詳しい説明はいつごろ示されるのか、また、豊田会の建設の概要が示されたが、豊田会はこの位置で建設することに承諾をしているのかとの問いに、相手方のある交渉事を進め、いつの時期に確定した数字が出せるか、今は申し上げる段階ではないが、目安として来年の3月に豊田会の理事会が開催される、それまでには一応の決定は必要になるものと思っている。場所については、最終的に2カ所ぐらいの選定から、中公が取り壊されるならそここのところに移動したいというお話は何っているとの答弁。

他の委員より、今年度末までに総合管理計画と、それに見合った長期財政計画を策定すると聞いているが、今回のように前倒しという形で中央公民館も出てきたわけだから、逆に言うと来年の当初予算にはさまざまなものが予算として出てくる。それを考えると3月末までに管理計画と財政計画を出すというのは非常に遅い。1月末くらいまでに出し、予算に反映させ、当初予算を出すのが本来ではないかとの問いに、総合管理計画に長期財政計画といったものが絡んでいるので、できるだけ早くお示しをしたいとの答弁。

他の委員より、高浜小学校の土地境界測量業務委託料308万6,000円について、土地境界とはとの問いに、敷地面積を測量し直し、公図と境界標があっているかどうかの確認もあわせて行う必要があり、委託料として計上したとの答弁。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第76号については、挙手多数により原案可決。

以上が公共施設あり方検討特別委員会に付託された議案に対する審査の結果であります。

次に、平成27年10月28日に開催されました第6回委員会では、高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会について当局より説明がありました。説明の内容については、12月17日現在、高

浜小学校区、高取小学校区、港小学校区、吉浜小学校区において市民説明会が行われている内容であります。

委員より、新しい病院のあり方で、平成30年4月オープン予定とし、市民ホールが平成28年度に取り壊され、高浜小学校へその機能を移転するのが31年度となっている。4年間、ホール機能がない状態であるがとの問いに、利用者の方には大変御苦勞な面をおかけしますが、集客が多いというところでは学校の体育館といったところの活用をお願いしたいとの答弁。

他の委員より、皆さんが心配してみえるようなところは、より丁寧に説明をしていただくのが大切であり、これから説明会が各地区で行われ、議員の責任として自分の地域にはきちんと説明をしていく説明責任がある。いろいろな情報はできるだけ早く出していただきたいとの意見。

他の委員より、新しい病院の概要で、今の1.5倍ほどになるということだが、財政支援も1.5倍かかるのか。また、財政支援の中で20億円を限度としているが、病院を運営するために必要な経費だとか地域医療を確保するための経費、その都度協議が入っている。あくまでも高度医療のシステムの経費だと示すのはいいが、これ以上出さないのかとの問いに、移転新築後については豊田会で病院経営の自立をお願いしている。現段階では、新しい病院の運営に高浜市の財政的な支援は予定していない。協定書のほうにいろいろと規定があるので、移転新築の際には20億円を限度とし、建設の一部を負担する。豊田会へ出している地域医療、救急医療の財政支援とか高度医療の財政支援といったものは継続していくという形になるとの答弁。

議長より、公共施設を建てかえると、結局こんなにお金がかかって大変だという数字だけ出てくる。将来負担がどうなるという話がわかりやすく出てこない、その金額の大きさ自体が実感できない。今回、資料を提出してもらって、そこの地域の方たちが前向きに考えていただく、そういう方向に持っていきたい。だから、そういう説明の仕方をしていただきたい。後ろ向きの、大変だから縮小するというイメージではなく、ポジティブに将来を考えてまちづくりをしていく、そういう意識が与えられないか、その辺の工夫をお願いしたい。

市長より、全体の話は冒頭の挨拶でさせていただく。どうしているのかという話をさせていただくことがいいと思う。費用面では、何も手をつけなければ計画どおり進めても38年で枯渇する。それは全くやらない場合の話も入れたらいいと思うとのこと。

次に、平成27年12月11日に開催をされました第7回の委員会では、当局より、高浜小学校整備事業について、インフラ長寿命化方針案について、病院移転に伴う全体スケジュール案について、高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会アンケート集計結果について、中央公民館の機能移転時期の前倒しによる財政効果及び高浜分院の移転による財政効果についての5点について説明がありました。

まず、高浜小学校整備事業の関係では、高浜小学校の現時点でのレイアウトプラン案が示され説明がありました。工事は1期から3期までの工事となり、補助金の関係から校舎棟にある小学

校を平成31年4月に開校する。現在の課題として、駐車場の台数が少ないとの意見や、現状の面積では予定の事業費をオーバーしているので面積削減の調整が必要となるなど、今後、学校施設検討部会等で調整をするとのこと。

また、高浜小学校整備事業の課題である複合施設整備後の施設管理における教職員の負担減、建設事業費の削減、敷地スペースの効率的活用という中で、これらの課題解決のために、本整備事業をきっかけとして学校全体のプールのあり方の見直しを進めている。高浜小学校の水泳授業に要している時間数は、夏休みのプール開放を除くと学校全体で約60時間の稼働ということになっている。プールの利用は限られた期間のみ使用される施設であり、今後のプールのあり方については費用対効果を総合的に判断をし、校内前提の施設ではなく、民間の施設利用も含めた検討も必要となってくるとのこと。

次に、インフラ長寿命化方針案の説明がありました。

高浜市では、公共施設の老朽化問題への取り組みとして、高浜市公共施設あり方計画案を取りまとめました。次の取り組みとして、道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設の現状と課題、インフラ資産全体の方向性をまとめたインフラ長寿命化方針を策定し、公共施設のあり方計画をも踏まえた公共施設等総合管理計画を策定するとのこと。インフラ施設の対象範囲は総務省から策定要請が出されています。今後の方向性としては、公共施設等総合管理計画のインフラ施設の対象範囲は全てのインフラ施設を対象とし、インフラ施設の長寿命化に関する個別方針は、インフラ施設の主要分野である道路、橋梁、河川、上下水道、公園を対象に計画策定を進め、最終的には公共施設推進プランの見直し案とともに総合管理計画として取りまとめを行い、長期財政計画と連動させていくとのこと。

委員より、インフラの寿命を伸ばすために、故障場所、ふぐあい箇所を見つけて小まめにメンテナンスをやっていくとのことだが、今の行政の人員でそこまで見渡すことができる体制がとれるのかとの問いに、日常からアウトソーシングもしながら業務をしている。必然的には表面からわかるその維持管理の視点と、もう一方では専門家による機材を使つての点検とミックスさせながら、今いるスタッフの中できちんとやっていきたいと考えているとの答弁。

次に、病院移転に伴う全体スケジュール案について説明があり、中央公民館の取り壊しについては、来年11月の文化祭の開催後に予定をしている。取り壊しの工事費や公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正等については、各定例会において審議をいただく予定とのこと。

次に、高浜市商工会館の移転については、物件の移転に係る補償調査費を今定例会の補正予算に計上しており、現在、商工会さんに対して移転先の候補地をお示しし、協議を進めている状況とのこと。

委員より、豊田会の理事会というのが最終決定の場であるということとは理解しているが、3月の理事会が最終決定だという話ではないと思う。白紙撤回になるかもしれないという話だったら、

高浜市が目指している医療行政という政策判断を豊田会に委ねているみたいではないか。介護と医療の病床というものを市内でしっかり確保していく、ぜひ政策的にしっかり出していただきたいとの問いに、私ども、回復期を担う病院の必要性というのは今後もっと必要になるという考えの中で、豊田会側とは建てかえ後は自主自立した経営をお願いする。それと、現協定の中の建てかえ後の20億円の負担についてはいまだ履行されていない項目であるので、履行していきます。あとの項目については白紙の中で協議をさせていただきたいということを申し上げております。刈総側、豊田会側から建てかえ後の病院運営については、償却資産、減価償却というものがかさんでくるので、非常に経営的に厳しい時期が続く、その期間の補填をとった要望はお聞きをしており、まさにその部分が交渉であろうと考えているとの答弁。

他の委員より、本市の豊田会との新協定書の締結に向けた交渉に当たっての基本姿勢を議会や市民に示していただきたい、示した上で豊田会と交渉していただきたいとの問いに、新たな協定の締結に向かっては、その途中経過も含めて、ぜひ議員の皆様方にもお考えをいただき、審議もさせていただきたいとの答弁。

次に、市民説明会アンケート集約結果についての説明がありました。

アンケート結果では、公共施設の複合化や集約化を、学校を地域コミュニティの拠点とした新たなまちづくりについて複合化を図るべきと、大方の方が本市の取り組みに御賛同をいただいていると捉えているとのこと。

次に、中央公民館の機能移転時期の前倒しによる財政効果及び高浜分院の移転による財政効果では、中央公民館の機能移転時期の前倒しによる財政効果として、昨年作成した推進プランで示した高浜小学校の建てかえ時期に合わせて機能移転をした場合で見積もると、高浜小学校体育館の整備が平成31年度を予定しておりますので、平成28年度から平成31年度までの4年間の維持管理費が必要になります。この維持管理に要する金額が4年間で1億2,300万円、これに現在修繕を必要としているホールの天井撤去や空調設備の改修費などを合わせますと2億6,500万円余りの金額が必要となります。機能移転時期を前倒しにすることにより、この金額が削減できることとなります。

次に、高浜分院の移転による財政効果では、運営を継続した場合、毎年1億円の運営費補助や老朽化した施設を維持するため1億円の修繕費が発生すると伺っており、その7割に当たる7,000万円の補助が毎年必要となってきます。一方で、新たな病院を建設した場合は、協定書の規定どおり20億円を限度とした補助金は発生するものの、自立した経営をお願いしていることから運営費補助はなくなり、修繕費もなくなります。高浜市の負担が大きく膨らむといったことはありません。したがって、高浜分院の建てかえを実施するのであれば、その時期を早めることにより財政支援を縮減することが可能となるので、早急に移転を進めたいと考えているとのこと。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんをいただきたいと思います。

思います。

以上で公共施設あり方検討特別委員会の委員長報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦敏和 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。  
12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今お話があった中で、市民説明会のところで、吉浜小学校区の説明会も含めてというようなことを言われたように聞いたんですが、それでいいのかどうか。もし言われているんだったら、まだこの会議が行われた時点では吉浜公民館の説明会は行われていなかったと思いますので、その点ははっきりさせてください。

○議長（幸前信雄） 10番、杉浦敏和議員。

○10番（杉浦敏和） 説明の中で少し余分なことを言ったのかもしれませんが、10月28日に開催をされました第6回の委員会では、高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会について当局より説明がありました。説明の内容については、既に12月17日現在では4つの小学校区で市民説明会が行われていますので、ここの報告の中ではその詳しい説明の内容は省きますというような、そういう内容で受け取っていただきたいと思います。確かにこの時点では、10月28日開催された時点では、まだどこの小学校区でも説明会は行われておりませんでしたので、10月28日の時点では事細かに説明の内容についてお話をすべき、報告をすべきだと思いますけれども、昨日現在では4つの小学校区でそれぞれの議員さんについて、あるいは市民のたくさんの方々も説明会を受けておられますので、あえてここでは割愛をさせていただきましたので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（幸前信雄） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、反対の立場から、日本共産党を代表して討論を行います。

議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定と、議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、反対の立場から討論を行います。

第70号の条例案の制定理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に



関する法律の施行に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるためのものであります。

今回の番号法制定は、預貯金や特定健診情報など、さらに機微性の高い個人情報に番号を付番し、マイナンバー制度の利用範囲を拡大するもので、より深刻なプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪を招くおそれが増大することは明らかなです。

特定健診情報には、身長、体重、腹囲の情報に加え、肝機能検査等、血液検査情報等も含まれ、機微な医療等分野情報そのものです。これらは、番号法制定時には、政府もその機微性から利用範囲としなかったものです。それを覆して、施行後3年をめどとする見直し規定をも踏みにじって利用拡大を図るものです。

番号が利用される1つの中心分野は社会保障関係、また、もう一つの中心分野は税の分野です。国税、地方税問わず申告書全般にわたって、納税者、扶養者等の番号の記載が求められることとなります。

加えて、地方自治体などの番号の利用機関は、本人以外の提供以外に、付番機関である地方公共団体情報システム機構から番号の提供を受けることができ、本人からの番号の提供の有無にかかわらず、番号のついた個人情報を保有することができます。つまり、個人でマイナンバーの提供を仮に拒否できたとしても、付番機関から情報が提供されるため、自治体等の利用機関で保有され、利用されることが起こり得ます。

その意味からも、マイナンバー制度におけるプライバシー侵害等の危険性などは制度自体の問題であり、番号制度自体を廃止する以外にその危険性をなくすことはできません。

個人情報保護法の改正は、法の目的に、配慮事項として、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会等の実現に資することと書き込み、安倍政権が成長戦略として掲げたビッグデータ活用などを促進するものです。個人の権利利益の保護を後退させかねません。個人情報保護という法の根本をゆがめる重大な問題を含んでおり、認めることはできません。

以上、理由を申し述べまして、反対討論といたします。

議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）。

本案に計上されている経営近代化支援事業の委託料で高浜市商工会館物件補償調査業務委託料296万円は、商工会を中央公民館解体に伴い移転するための調査をするということで計上されている費用です。しかし、昨日、12月16日、市民説明会でも、市の説明が十分理解できた方は少なかったのではないのでしょうか。いろんな意見が出ました。そんなときに、中央公民館を平成28年に解体する予定ということで物件移転補償の調査業務委託料を計上することは、拙速過ぎるのではと考えます。中央公民館の解体が決まった時点で計上するべきでもいいと考えます。

以上、理由を申し述べまして、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時4分休憩

---

午前11時13分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表しまして、議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例は番号法に伴う条例であり、番号法に記載されていないマイナンバーを利用しての事務処理（独自利用）や市庁舎内において個人情報のやりとりを行うに当たり、地方公共団体である市、町において条例として定めなければならないとされている必要不可欠なものであります。

国で定められた番号法において、地方公共団体の長、その他の執行機関は、福祉、保健、医療などといった社会保障、また地方税や防災、またそれに付随するような事務手続を、条例の定める範囲において保有する個人情報を検索や管理するためであれば、必要な限り使用することが可能であるとなっているわけであります。

今回の条例においては、市の責務としても、個人番号の利用に際しては適正な取り扱いを確保するための必要な措置を講ずること、国と連携し地域の特性に応じた施策の実施をすることとなり、今回の議案書や資料に記載されている3つの独自利用にあわせて、個人情報の取り扱い時に際し、庁内連携によつての過度の情報流出を防止するための条例であり、また、転入転出時に、この3つの事務手続をとる際に必要とされる証明書などの添付が簡素化、添付の必要がなくていいというメリットをあわせ持っております。

これから先、番号法に伴い可能と考えられる各市町村における独自利用を構築していくためにも必要になっていくものの1つであると理解し、多くの議員の方の賛同をお願い申し上げ、賛成の立場での討論とさせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、9番、杉浦辰夫議員。

〔9番 杉浦辰夫 登壇〕

○9番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）につきまして、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、本市が進めています公共施設のあり方の取り組みの一環として、中央公民館の機能移転に伴う商工会の移転補償費の調査委託料、及びモデル事業として位置づけ実施する高浜小学

校建てかえ事業を進める際に必要となる高浜小学校の敷地確定に係る測量委託料が予算計上されています。

中央公民館につきましては、昨年度策定されました公共施設あり方計画（案）において、平成30年度から平成33年度の間で機能移転をすとしておりましたが、今後の財政見通しからさらなる圧縮を図る必要があるとして、その時期を前倒しすることにより、空調設備の改修や天井の撤去などの緊急修繕費用2億6,000万円ほどを削減し、今後の財政運営につなげるというものです。

商工会館物件補償調査業務委託料につきましては、計画の前倒しに伴い、中央公民館に併設している商工会館の移転に係る補償費を算定するものです。商工会館の移転につきましては、現在、商工会と協議中であるとのことですが、商工会館は地域経済の活性化の拠点となる施設であることから、円滑なる交渉が進められることをお願いしておきます。

また、高浜小学校土地境界測量業務委託料につきましては、次年度、高浜小学校複合化整備に向け民間事業者を募集する際に、あらかじめ事業敷地を確定させるというものです。高浜市小学校の複合化整備につきましては、学校を地域コミュニティの拠点として新たなまちづくりのモデルとなるもので、学校関係者等とさらなる協議を進め、早期にモデル事業の全体像が提案されることを期待しております。

本議案は、これまで行政が経験したことのない施設の複合化、集約化の取り組みを行おうとした公共施設のあり方を確実に進めていくための一環として業務委託料が上程されたものであり、将来の高浜市が自立して持続し続けられる自治体でいられるよう確実に一步一步進んでいかれることを期待申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、賛成の立場で討論を行います。

陳情第9号、第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情をまとめて討論を行います。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7、労働会館東館3階301号、愛知自治体キャラバン実行委員会、代表者、森谷光夫さんから提出されたものです。

本陳情は、地方自治体の基本的なあり方として、社会保障改悪に反対して住民の命や暮らしを守るために、福祉施策、年金制度の確立、国保の改善、福祉医療制度などの充実を要望するものです。

委員会で、市政クラブから、福祉医療制度については県の補助対象以上の対応を行っている、介護保険については段階を16段階にふやし、きめ細かい対応を行っているので反対。また、公明党や大家族たかはまからは、陳情趣旨に9月19日未明に成立した法案は戦争できる国づくりとあ

るが、戦争を防止することを目的とした法律であるので反対。市民クラブは、国保の改善について国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してとあるが、国の経済情勢も苦慮しながら行っているため反対との意見がありました。

9月19日に強行採決された安保健法は、自民党の推薦した学者でさえ憲法違反としました。憲法に違反している法律を、国民の6割以上が反対しているにもかかわらず採決してしまったのです。民主主義も踏みにじる今回の暴挙は許されません。

要望については、社会保障は社会の基本に置いて施策を進めなければならないと考えます。特に子育て支援の問題では、認定こども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育など、施設形態の違いによって働いている方の条件などに格差が出、そういうことがないようにしてくださいとありますが、結局、子供にしわ寄せがいくという重要な問題だと考えます。

さらに、介護保険の利用料を、今後全員2割にしようという案が財務省から出されたと聞いていますが、今でも負担が大きいものをますます高負担にしようとしているもので、認められません。

国保の問題では、広域化問題、国の負担が減らされたままの問題など、問題山積みです。

施策を拡充するための陳情でありますので、全議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

次に、第11号、第12号、第13号、この3件の陳情は、名古屋市熱田区沢下町9番3号、労働会館本館403号、愛知県医療介護福祉労働組合連合会、執行委員長、西野ルミ子さんより提出された陳情です。

第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について。

厚生労働省は、看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについてや医師、看護職員、薬剤師等の医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。

しかし、日本医労連が2013年に実施した看護職員の労働実態調査、回答数3万2,372件では、慢性疲労が73.6%、やめたいと思うが75.2%などという看護師の実態や、十分な看護ができていない57.5%、ミスやニアミスの経験がある85.4%という事態に陥っており、これらの状況が前回の調査から改善されていないことも明らかになっています。

政府は医療提供体制を改善しようとしています。しかし、勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。

反対意見として、ただただ大幅に増員を求めるこの陳情には反対とか、医療機関の勤務環境改善マネジメントが導入されているので反対との意見が出されました。

病院関係では、3交代制だけでなく、2交代制のところもふえています。そのことで負担がふえる、するとなり手が減るといった悪循環も起きています。また、夜勤・準夜勤の勤務日数が多

く、準夜勤務等、夕方から夜の1時、2時、3時までという仕事をしている方などは、子供が夜1時、2時になるとぐずる、夜泣きをすとも聞いています。

看護師などの労働時間を1日8時間、週32時間以内など、労働環境を改善することなどの陳情項目は理解できますので、賛成。

第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情。

厚生労働省は、介護人材供給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても見過ごすことはできません。介護施設の労働者は、全労働者の平均賃金より9万円も低くなっています。十分なサービスができていないという回答は回答者の4割近くに上り、その理由として、人員が少なく業務が過密が約8割と、やめたい理由の大きなポイントを占めています。

本来、国の責任で行うべき介護従事者の処遇改善や、安全・安心な職員体制の最低限の補償を事業者任せ、あるいは保険料や利用料負担に転嫁する介護報酬での対応では、おのずと限界が生じるため、抜本的な改善を図ることができないことはこれまでの経過を見ても明らかです。

市政クラブの反対意見として、介護従事者の処遇改善は、民間の施設であるため、国家が全てを決めるのではなく、自分たちの努力でよくしていく、いたずらに国が介入するのは反対。公明党は、利用者2人に対しての人員配置基準を介護職員を1人以上引き上げること、夜間の人員配置を改善することとありますが、大幅な職員の確保が必要になり、経営面でも困難な状況を招くのではないかと考えるので反対との意見がありました。

介護従事者は平成27年介護報酬が下げられ、3割くらいやめようかと迷っているとの新聞報道もあるくらいのときです。国に意見書を出すよう求めるこの陳情には、賛成をいたします。

第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情。

本陳情は、愛知県内の医師、看護師、介護職員の人手不足が深刻で、背景には勤務医の過重労働や看護職員の夜勤労働等変則長時間労働に見られるような現場の過酷な労働実態があります。

愛知県の平成23年の看護職員数は、需要数と供給数に対し、人口10万人対比で全国42位と非常に少ない実態にあることから、愛知県議会は2014年7月、看護職員の確保対策の充実を求めて衆参議長に意見書を提出しています。

愛知県民が、いつでも、どこでも、誰でも、安全・安心の医療・介護が受けられる体制が求められています。

市政クラブから、患者側も医療行為を受けるに当たっての考え方もしっかりと考えなければいけない、ただ人数だけふやせば円満解決という形の陳情には反対。公明党から、厚労省が勤務環境マネジメントシステムを導入して取り組んでいるので反対との意見がありました。

医師数も、将来、医師が過剰になるとして、1986年以降、大学医学部入学定員の1割削減を政府は提言し、これまで9%が減員されています。人数だけふやせばよいとしているものではなく、

県議会も衆参議長に意見書を提出するくらい喫緊の課題であると考え、賛成をいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、2番、神谷利盛議員。

〔2番 神谷利盛 登壇〕

○2番（神谷利盛） どうも失礼します。議長さんの許可をいただきましたので、陳情第9号、第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に対し、市政クラブとして反対討論をさせていただきます。

まず、この2件の陳情自体が長くてわかりにくいので、整理した上で、特に非現実的であったり、また、費用のことを無視した項目を抜粋した上で反対意見を述べさせていただきます。

では、陳情第9号、第10号の趣旨のところについてです。

1番目に、安倍内閣は、戦争できる国づくりに向けての暴走を続け等々記入されており、また、2番目に、医療・介護・福祉の分野が市場開放され、弱者の切り捨てが懸念されるとあります。また、3番目には、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先する自治体の役割が重要になっていますというようなキーワードがあり、そこから反対意見を述べさせていただきます。

まず初めの、安倍内閣は、戦争できる国づくりに向けて暴走を続けということについてですが、一部の意見をどのようにしたらそこまで拡大解釈できるのかが理解できません。2007年1月に防衛庁が防衛省に格上げになった際にも、一部の党から同じようなキャンペーンが行われました。それから8年経過しておりますが、いまだに日本は戦争を起こしてはいません。国として容易に戦争が起きるような仕組みになっていないということが、どうも理解できないことだろうと思います。何でも否定的にしか見ることができず、事を騒がしくしたい方は、いつの世もいることだろうと思います。

2番目に、医療・介護・福祉の分野が市場開放され、弱者の切り捨てが懸念されるという点についてですが、市場開放され競争の原理が働けば、それぞれの分野に対するサービスの向上やコストの削減が見込めます。逆に、市場が閉鎖された分野では、サービスの低下や硬直化、経費の増額など起こってしまうことは歴史が証明しております。旧国鉄とか旧電信電話公社等が民営化された例が非常にいい例でございます。劇的に改善されたそのような例を提示せず、具体的なシミュレーションの結果も提示することなく、概念としての否定的な提案では、とても賛成することはできません。

3番目に、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先する自治体の役割が重要になっていますという点については、日本の自治体である以上、国の施策を尊重するのは当然です。財源の裏づけのない提案になっており、甚だ承諾できません。

次に、陳情項目に移ります。

代表として、第9条の「1」3-②の中に、子どもの医療費無料制度の18歳までの現物給付の実施という項目があります。

当高浜市においては、平成22年に15歳まで無料制度を拡大しております。これ以上の対象年齢の引き上げについては、財政的にも無理があると思います。

引き続き、第10号の陳情においては、「1」2-④で、ケースワーカーなどの専門職をふやすということが提案されております。

当局に調べていただきましたところ、近隣6市においてはケースワーカー1人の受け持ちが70世帯、当高浜市においては43世帯ということであります。何を根拠に多いか少ないかということの議論はあると思いますが、近隣6市に比較すれば手厚い対応となっております。

以上より、当高浜市にそぐわない陳情案ばかりなので、とても賛成することはできません。

市政クラブとしては、反対とさせていただきます。

以上です。どうもありがとうございました。

〔2番 神谷利盛 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情、第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情、第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、第11号ですが、陳情項目の2項目めに、医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすことと人員増を求めています。本来求められることは医療に携わる人材の定着とその育成です。現在、就業している医療スタッフの定着の促進や離職の防止に重点を置いた対策を進めることが大切です。

以上のことから、大幅増員のみ視点に置いたこの陳情には反対いたします。

続きまして、第12号。

今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善だけを取り上げれば1.65%のプラス改定となっております。そして本来、介護職を含めた介護従事者の処遇改善は、やはり労使間で決定されるべきものであると考えております。

したがって、この陳情には反対です。

続きまして、第13号。

大幅に増員するだけでなく、現に就業している医師や介護職員の定着促進や離職防止に重点を置いた対策を進めることも大切です。資格を有しながら一旦退職された方の再雇用の仕組みなど、潜在的有資格者の活用を図る必要があると思います。

よって、大幅増員のみに着目した本陳情には反対いたします。

[1番 杉浦康憲 降壇]

○議長（幸前信雄） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第67号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 高浜市表彰条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。



次に、議案第74号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、両常任委員長及び公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成27年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第9号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第9号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第10号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第13号は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第14号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 陳情第15号も趣旨採択を入れて採決していただくようお願いいたします。

○議長（幸前信雄） ただいま陳情第15号についても趣旨採択という御意見がありましたが、採決に当たり陳情第15号についても趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、陳情第14号及び陳情第15号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いたします。

陳情第14号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立なしであります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、陳情第14号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立なしであります。よって、陳情第15号は採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（幸前信雄） 日程第2 議案第82号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第82号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第4回）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算説明書の16ページをお願いいたします。

今回の補正は、4款1項3目医療対策推進費の地域医療振興事業において、医療法人刈谷豊田総合病院高浜分院の移転先用地の取得に向け不動産鑑定手数料を新たにお問い合わせするもので、補正に必要な財源につきましては、2款8項1目基金費において財政調整基金積立金を減額し、対応するものでございます。

このため歳入歳出予算の総額に変更はなく、11ページ及び12ページの歳入歳出補正予算総括表における補正額はゼロ円となっております。

以上が一般会計補正予算（第4回）の概要でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今回初めて病院建設に係る予算が、前の4回目で初めて病院建設に係る議決ということで行われるわけですけれども、なぜ今回、不動産鑑定をするに至ったのか、鑑定の場所がどのように選ばれたのか、鑑定対象地の土地の所有者の人数と鑑定面積についてお答えをください。

○議長（幸前信雄） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） まず、今回の不動産鑑定手数料につきましては、中央公民館の西側の、今現在、駐車場になっている場所でございます。その中で地権者が3名おる中で、その中の2人の方の不動産鑑定をとっております。あと1件の方は借地という考えを今は持っておりますので、不動産鑑定については2名の方を考えておりますので、よろしく御説明いたします。

面積につきましては、片方の方が約400、もう一方のことが、これはまだ実際、建物自体がか

かわるところについて買収をしたいと思いますので、不動産鑑定につきましては800平米の考えを持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 前のときにも、私、商工会の不動産鑑定するときにも質問させていただいたんですけども、きのう、16日ですか、吉浜の市民の説明会するときにもいろいろな意見が出ておったんですけども、実際に私も病院を建てることについては当然賛成をさせていただきますけれども、もっと市民に対して丁寧な説明をしていただいて、鑑定や何かをするというのは、もともと市民センター、中央公民館を廃止する計画、公共施設のあり方の中でね、そういったのに基づいてこれを前倒してきたと、そういう考え方をしておるんですけども、ぜひ市民にきちっとした説明をしていただいて予算が無駄にならないような、そういう形をとっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（幸前信雄） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 病院については、この間、協定書も10年以上にわたって豊田会と運営していくという一文もございますので、協定書どおりにやっていただきたいと思うんですが、そういう点ではそういう話は出なかったのかどうか、まずその点をお願いします。

○議長（幸前信雄） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 少し質問の趣旨がわかりかねますが、10年以上やっていくということで、現在の場所で病院事業を続けるべきだという御意見だということで答弁をさせていただきますが、今議会でも、私、何度も申し上げておりますが、新しく建てかえのところが違う場所になる場合には新たな協定を締結させていただくということで、現在それを進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 新たな協定書を結ばばいいというような御答弁ですが、現在の協定書でも3年間の補助金が増額されています、2億円ぐらいでしたかね、増額されていますし、それから、本院の建設をしている際でしたけれども、本院の補助金を出すよりも、こちらの赤字負担をしたほうがいいんじゃないかというような議論といたしますか、そういう提案もされたことがございます。民間と協定をしていく、契約をしていくということになりますと、やはり予定にない金額も出ていくこともありますし、それから、今後、協定書を結ぶということですので、今のところで10年以上にわたって運営していくというふうに協定書でもなっていますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。お願いします。

○議長（幸前信雄） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 何度も御答弁申し上げていると思いますが、現在の移譲時の協定という

のは、どうしてもこのまちに残したい市側と、みずから手を挙げたわけではない豊田会側との立場の差がかなりあったというふうに思っています。現在の病院の必要性を見ると、刈総本院の収益の改善に資する病院に今はなっているというふうに思っていますので、ですから新たな協定を結んでいきたいということをお願いしておるわけです。

○議長（幸前信雄） ほかに。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） これ、中央公民館の西の駐車場の土地の鑑定ということでしたが、ここはもともと駐車場をそのまま残されるというお話でしたけれども、病院が建つ計画になって変わったのでしょうか。

○議長（幸前信雄） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 私が駐車場を残す予定としておるのは、まずシルバー人材センター側の駐車場と、今、駐車場の間に市道が走っていますが、その北側のところは駐車場として残すということをお願いしたということで、市道の南側についてはある程度の買収が必要というふうに考えております。

○議長（幸前信雄） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、議案第82号の一般会計補正予算（第4回）につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、追加の補正予算案が提出されたわけですが、病院建設に係る土地が幾らするかを鑑定するための予算計上であり、できるだけ早く幾らになるのか議会に示していただきたいとの思いから、賛成とさせていただきます。

しかしながら、一連の病院移転の計画がこの予算計上により開始され、今後、予算等において具体化されていくと思われま。

そこで1点、申し上げたいのですが、先日、公共施設あり方検討特別委員会において、副市長の答弁で、豊田会との3月の理事会において病院移転の計画について、交渉次第では白紙撤回もあり得るとの発言がございました。まさに、本市、市民を代表して大変重大な豊田会との交渉に当たるわけなので、市民の利益を最優先し、市民の利益を損ねたり、市民の皆様のためにならないと思うような条件であれば、勇気を持ち、毅然とした態度で白紙撤回していただきたいと思

また、12月の一般質問や公共施設あり方検討特別委員会において再三申し上げておりますが、現在開催している市民説明会においても、会場まで足を運んで、本市のことを真剣に考え意見を言ってくれる方々を初め、市民の皆様の意見等をしっかり聞いて、丁寧に物事を進めていっていただきたいと思っております。

同時に、より早く情報を全てオープンにして、市民の皆様の疑問や意見等に対し誠実に向き合い、よりわかりやすく説明する努力を今後さらにしていただくことを期待し、賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） ほかに。

ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（幸前信雄） 日程第3 議案第83号 高浜市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議案第83号 高浜市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この案は、高浜市議会基本条例第4条に規定される、「議会は、市民に対し積極的な情報の発信を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。」という議会の責務を果たすためであり、改正の概要は、「市議会だより編集委員会」を「広報・広聴委員会」に改め、その目的を、「議会報告会及び広聴会の開催並びに市議会だよりの編集、発行等その他広報及び広聴活動について協議又は調整を行う。」とするものであります。

なお、附則において、この規則は、公布の日から施行するものといたします。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第83号 高浜市議会会議規則の一部改正について、原案を可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（幸前信雄） 日程第4 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて、調査・研究・検討されております今後の議会及び議員のあり方等につきまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

議会改革特別委員長、北川広人議員。

○議会改革特別委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会改革特別委員会の御報告をさせていただきます。

第1回の委員会は平成27年7月27日に開催をいたしました。議題は、今期の検討テーマについてと議会報告会、意見広聴会及び交換会のあり方等についてであります。

委員より、今期の検討テーマとして、①議会・行政資料のIT電子データ化について、IT電子データ化により、修正・連絡等迅速かつペーパーレス化を図る。②決算・予算特別委員会における事業別審議について、主要新規事業等、事業別に審議できるように書類の提出を行政側に依頼をする。③常任委員会の任期を2年間制とする取り組みについて、2年間を一区切りとすることにより、より勉強ができ経験則が生きるのではないか。④代表質問制導入をして年1回及び首長選挙後に開催について代表質問を行うの提案がありました。

協議の結果、この4つのテーマを議題とし、順次進めていくことに決定をされました。

次に、議会報告会、意見広聴会及び交換会のあり方等については、委員長より、議会報告会、市民広聴会及び意見交換会のあり方等については前期からの積み残しであり、議会報告会について、この特別委員会ではなく他のところで協議できないかという議論がされてきた。議会改革特別委員会は、議会報告会・市民広聴会のことを話す場ではなく、議会の改革について話をすべきところであり、議会報告会・市民広聴会のあり方等の話し合いに関しては、それに対応する組織を考えるべきとの申し送りがあったと発言がありました。

委員長提案として、会議規則における編集委員会等の目的の中に議会報告会・市民広聴会等を入れ、委員会名も広報広聴委員会とする、委員においては各会派に持ち帰って具体的な運営等、



議会報告会や市民広聴会のあり方等も、運営も含めてどういう機関でどのように進めていったらいいのか検討することに決定がされました。

次に、第2回委員会は9月28日に開催をされました。前回、持ち帰りとしている議会報告会、意見広聴会及び交換会のあり方等についてに関しましては、委員より、議会報告会及び広聴会等については別の委員会を持つべきではないか。

また、他の委員より、新たな組織をつくって効果があるかどうか現時点ではわからない。

また、他の委員より、現状、編集委員会は議会だよりの編集で一生懸命であるから無理ではないか。

また、他の委員よりは、議会改革特別委員会の中でどうしてやれないのか。編集委員会を組織改革して別な委員会をつくり、広報や議会報告等をやっていくという意見の委員の発言もございました。

これらの話し合いの中で、広報広聴活動を行う組織をつくるということで意見がまとまり、各派会議で議長を中心に組織をつくる、ただし、現行の議会報告会、市民広聴会は、要領上、議会改革特別委員会が決めることになっているので、並行して進めていくことに決定されました。

次に、議会・行政資料のIT電子データ化についての議題に関しまして、委員より、当局は随所でIT化、ICT化を進めていこうとしている。その中で3つほど検討すべきところがある。

1つに、行政当局からの資料は、紙の節約を考えると、できるだけ電子データとしてメール添付等で議員に送ることが検討できないだろうか。

2つ目に、議会等で言葉で説明されるが、もう少しまとめた形で資料提供ができないだろうか。

3つ目に、タブレットなりノートパソコンを議場に持ち込み、例えば先回や先々回の会議録をその都度見ながら意見を交換するようなことができないか。また、タブレットを使っている市は、県内では一宮市、半田市、西尾市、犬山市、常滑市、大府市、岩倉市、豊明市、田原市等がある。このことから今回、研究課題として検討すべきと考える。また、コンピューター、パソコンを十分に使いこなせていない部分については、何事においてもレベルの高い人、中ぐらいの人、低い人という。一生懸命レベルを上げていくことをすべきである。当然、ある期間も必要であると思うし、並行して対応していくところもある。勇気を持って第1歩を踏み出さないと進歩がないのではという提案趣旨の説明がありました。

委員長より、大きな意味で議会行政資料のIT電子データ化というのは反対の方はないと思う。他市の状況も含め、何かこういうルールを持ってやっているというような具体的な例を出していただくためにも、他市への視察等、情報収集をお願いしたい。我々も勉強していかなければならないので、勉強会みたいなものも立ち上げていくことも含めて各党派で考えていただきたいとの提案がありました。

次に、決算・予算特別委員会での事業別審議についてに関しましては、議長より、新規の事業

だけではなく、従来からある事業の中でも見直していくに当たって、議員がどういう形で見ているのかということを理解しないと、市民の方に聞かれたときに困る話が出てくると思う。当局側からしっかりと説明いただけるようにしないと、市民にも説明ができない。事業のあり方、何で継続する必要があるのか、高浜市にとってどうなのかという形の説明をいただくためとの提案趣旨の説明がありました。

次回までに、どういう形でテーマを絞って当局から出してもらうのか、各会派それぞれ検討していただき、次回に持ち寄っていただくこととなりました。

次に、第3回委員会は10月27日に開催をされました。11月開催の議会報告会において市民広聴会を開催するかどうかについては、テーマを公共施設あり方計画についてとすると、行政の市民説明会が全地域で開催が終わっていないという観点から見送ることと決定されました。

次に、副議長より、編集委員会での議会報告会スケジュールの決定結果の報告と役割分担の依頼の発言がありました。

そして次に、議会・行政資料のIT電子データ化についての議題に関して、神谷利盛委員より視察報告を受けました。その内容は、調査した先は、愛知県内の38の市のうち、会議でのパソコン、タブレットの使用を認めている市が、平成26年9月現在で10市あります。検討中が4市。そのうちの近隣市の西尾市、半田市、大府市に視察をさせていただいた。

西尾市では、平成28年5月よりタブレット端末を導入する予定。現在は各派にそれぞれ1台貸与されている。全員協議会、部会、会派等代表者会議はタブレットで会議を行って、ペーパーレス化をしている。今後、議員に1台ずつ導入とのことであります。

次に、半田市では、平成26年6月からタブレット端末を補足資料等の閲覧用に使っている。個人用のタブレット、またはノートパソコンを、閲覧機能に絞って議会に持ち込むことを許可している。紙原稿のかわりにタブレットで一般質問する議員もいらっしゃるということでありました。

次に、大府市では、タブレット、ノートパソコンはまだ許可をしていないが、電子黒板を導入している。一般質問等でA2版の写真や表などを使う議員がみえるので、議場モニターも兼ねて導入ということでもあります。また、音声認識システムを導入している。議会会議録等の作成時間が短縮でき、今まで外部に依頼をしていたが、自前でできるようになったとのことでございました。また、平成29年10月からはタブレットの導入を前提に検討していくとのことでした。

高浜市議会議会改革特別委員会では、最終目標をどこに持っていくのかというところをしっかりと決めておく。当局との話し合いも進めていくべきとの意見があり、さらなる情報収集をし、その内容をこの委員会で発表する。毎回テーマとして取り上げない。常時、このテーマについて議論ができる形をとっておくと決定されました。

次に、決算・予算特別委員会における事業別審議についてに関しましては、議長より、基本的に、その考え方、議会としての見方である。要は、手段を評価するのではなく、目的に対するそ

の事業の評価という考え方で見ているのだということを議会側が意識をする。そうすると、当局側も当然意識し、仕事のやり方自体も変わっていくのではないかと発言がありました。

委員より、各派から事業別審議にする事業を出し、各派会議で取りまとめる。また、提出資料に関しては、フォーマットをどのようにするのか、各派会議で早急に決めていただきたいとの発言があり、入れるべき項目は各会派でフォーマットを検討して次回に持ち寄っていただく、また、対象事業の選定は各派会議で行う、フォーマットの検討・決定は議会改革特別委員会で行うことに決定されました。

次に、常任委員会の任期（2年間制への取り組み）に関しては、委員より、任期2年間制にすることにより、内容をしっかりと精査できるとともに、事務の流れの把握がしやすくなる。議員としての任期は4年間あり、2年を1つのターンとして、行政のそこのところをチェックする機能としては非常にいいのではないかと。

また、議長より、16人という議員をどう育てていくのかという視点も必要である。所管の委員が1年でかわることで、そこに対して深く入り込めないということも考えられる。逆に、2年間でどういうことをやろうかという考え方も成り立つ。そういうことも考察していただきたいとの発言がありました。

他の委員より、基本的にやりたい委員会に希望を出し、調整していけばいい。決算・予算委員会についても2年間制への取り組みを考えたらどうか。自分のやりたい委員会、研究したい委員会があると思う。2年やりたいと思う議員にあっては認めていけばいいのではないかと意見が出されました。

また、委員より、2年間で高浜の中にこういう条例をつくったらどうかということを委員会として取り組んでいくというようなことが、2年間制を確定させることによって可能になるのではないかと。視察においても常任委員会で2年のテーマを持って取り組むことも可能と思う。同じ委員会委員として、会派が違っても委員会としての取り組みが有効に使える場面であったり、市民に対しても深く議論ができたという想定できるのではないかと発言がありました。

各委員等からの発言を踏まえ、各会派に持ち帰り、次回も御意見をいただくことに決定されました。

次に、第4回の委員会は11月25日に開催されました。議会報告会のアンケート集計についての議題に関しましては、議会に対する御意見・質問等の取りまとめは正副委員長にお任せいただくことに決定がされました。

その他の意見として、委員より、議会報告会に見えた方より、議員全員が前に座っていたので気おくれして意見がなかなか言いにくかったという意見がありました。そこで、担当の委員会の方たちだけが前に出ていくことを検討していただきたいとの発言があり、委員長より、12月定例会の最終日に会議規則の変更の議案を議運から出していただく予定である。これは広報広聴委員

会の設置の議案になるので、運用の部分に関しては設置された委員会の中で議論していただくとの提案がありました。

次に、市民広聴会の開催についてに関しましては、委員長より、前回の議会改革特別委員会で広聴会の開催を見送るとの事を決定いたしました。そのときに、意見として、公共施設のあり方の市民説明会が全地区で終わっていない中で開催するのは時期的にもいかなものかということで見送らせていただいという経緯がある。1月の中旬には全地区の市民説明会が終わる。それ以降で広聴会をやるということであれば、3月定例会のスケジュールを考えて早く決定しなければならない。1月14日で各学区での公式な説明会が終わるので、1月15日から2月の議会開会前までの間に開催するということになると提案があり、早急に各会派でテーマや日時をまとめていただくように決定がされました。

次に、議会・行政資料のIT電子データ化についてに関しましては、神谷利盛委員より報告がありました。その内容は、IT関係について、行政とヒアリングを行った。基本的に、市役所内で使う資料は、現在はこの庁舎内のLANに情報をとりにいく仕組みになっている。そこにサーバーを1つ置く。サーバーは情報を一旦蓄える本棚であり、そこに行政側からデータを蓄えるということ。基本的な考え方としては、市庁舎内のみでダウンロード可能にする。データをとりについてパソコンの中に入れる。自宅に持ち帰って、自宅からこのサーバーにアクセスしてデータをもらうということはないとのことでした。次回、再度、御意見を伺うということに決定がされました。

次に、決算・予算特別委員会の事業別審議についてに関しましては、委員長より、次の3月議会が予算になるので、遅くとも1月中ぐらいにフォーマットを当局側に示さないと意味がない。大事なことは、議会の行政側に対する見方が変わってきたというイメージを行政側に与えることである。これが議会の監視力を高めるということにつながると思う。早急に各会派で検討し、まとめていただきたいとの提案がありました。

次に、常任委員会の任期（2年間制への取り組み）に関しましては、委員より、検討中である。他の委員より、従来どおり1年の任期でよい。他の委員より、今のままでいいと思うが、2年間制も検討してもいいのではないかと思う。あわせて、予算・決算委員会も2年間でもいいのではないか。他の委員より、例えば福祉文教委員会として何かやる、あるいは総務建設委員会として何かやっていくというイメージを提案趣旨の中に入れさせていただいていると思っているが、そういう部分も含めて、何年度制ということではなく、委員会としての取り組みみたいなものを持たないと、議員個人というだけではなく、議会という部分で、あるいは常任委員会という部分での活動というところに結びついていきにくいのではないかと思うとの意見がありました。

次に、代表質問制導入についてに関しましては、委員より、代表質問制度は、首長が所信表明演説をしたとき、あるいは改選後の一番初めの議会の際に代表質問を導入している議会が多く

ある。基本的には、最大会派から順次時間を所属議員数掛ける何分というような時間制で、市政全般にわたって市長に直接問うというのが代表質問であると捉えている。各会派の方々それぞれ代表として質問をする。代表質問には市長に答えていただく。

他の委員より、高浜のように定数が少ない議会では代表質問制はなじまない。また、他の委員より、定数の多いところでは会派の人数が多くなるので、その中から代表の議員が代表質問を市長にしていくことが、一般質問の効率化ということもあって代表質問というものができたとの認識をしているとの意見がありました。次回には、他市の例をお示しして、御意見をいただくことに決定をしました。

次に、その他の議題で、市民広聴会についてやるかやらないかを各会派で決定をいただき、テーマや運用を含めて事務局に報告することが決定されました。

次に、第5回の委員会は12月16日に開催をされました。議会報告会での質問事項に対する回答についてに関しまして、正副委員長より回答案が提出をされました。質問は3件で、それぞれ回答していただく。また、市議会と市議会報告会に対する御意見、その他の御意見に対する回答を、あわせて市議会だより及び市議会ホームページに掲載すると決定されました。

次に、市民広聴会の実施についてに関しましては、委員長より、議会としては、市民の御意見を伺う前に、公共施設あり方検討特別委員会、この委員会では全員が委員ですので全ての方が意見を言える立場にあるというところを踏まえて、公共施設のあり方というものをテーマに議員間討議というものをやったらどうかと提案がありました。正副議長、それから公共施設の特別委員長を含めて日程調整をしていただき、議論の進め方も決めていただき、公共施設あり方検討特別委員会で議員間討議を実施することに決定しました。

次に、その他に関しまして、委員より、今、全国的に各議会が進めていると思うが、議会改革の一端として、もし東海・東南海地震や大災害が起こったときに議会としてどう対応していくか、これから議論を進めていきたいという思いがある。いろいろな情報収集や視察、勉強をしながら進めていく必要があるかと思うが、例えば平成26年3月に大津市議会が議会の業務継続計画を全国初で策定されている、参考にしながら議会改革特別委員会のテーマとして取り上げていただきたいとの発言がありました。

議長より、衣浦東部議長会で、大規模災害が発生したときの議会の対応をまとめられている議会があり、その資料があるので、皆さんにお見せしたいとの発言がありました。これを参考にしながら各会派の中で話をさせていただいて、議会改革のテーマとして取り上げることが決定されました。

以上が、第1回から第5回までの委員会での議論の経過と概要であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上をもって、議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

---

○議長（幸前信雄） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。  
市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成27年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月26日から本日18日までの23日間にわたり開催をされました12月定例会におきまして、私どものほうから提案をさせていただきました議案16件、一般会計補正予算の追加案件につきましては、慎重に御審議を賜り、全案件とも原案どおり御可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

本定例会での審議等を通じていただきました貴重な御意見や御提案を、今後の予算執行及び現在進めております平成28年度の当初予算編成の中で参考にさせていただくとともに、市民の皆様の御理解を得ながら今後の行政運営に努めてまいります。

さて、ことし1年を振り返りますと、安全保障関連法案の成立、TPPの大筋合意、消費税増税に伴う軽減税率の議論など、国民の関心が高い出来事が続いた年でございました。

また、先月には、国産初のジェット旅客機MRJ、三菱リージョナルジェットが名古屋空港で初飛行に成功いたしました。1機の部品数は100万点に上り、部品メーカーへの波及効果は大きく、日本の製造業全体の発展につながり、この地域にも経済効果が広がると期待をされております。安全性、信頼性の確保を第一に、開発開始から10年余りを経て初飛行にまでこぎつけた関係者の志を思うとき、本市の行政運営におきましても、将来を見据え、己の信じる道を果敢に挑んでいく決意を新たにするところであります。

来年1月からは、年金情報流出問題など情報管理体制が懸念された中、社会保障や税などの分野で活用されるいわゆるマイナンバー法が施行され、いよいよ運用が開始をされます。個人番号の利用に関し、本市として適正な取り扱いを確保するために万全の取り組みを期してまいります。そして、市民の皆様が安心を感じる、いつまでも住み続けたいまち「高浜」を維持していくために、安定した行政運営に一層努めていかなければならないものと肝に銘じ、今後とも邁進いたす所存でございます。

終わりになりますが、本年も残すところ、あとわずかになりました。間近に控えます新しい年が、本市にとりましても、また議員皆様にとりましても、輝かしい飛躍の年になりますよう御祈

念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（幸前信雄） これをもって、平成27年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る11月26日開会以来、本日までの23日間の長期間にわたり、議員各位には終始御熱心に審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

本日ここに、その全案件を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに対し厚くお礼を申し上げます、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

午後0時27分閉会

---